

老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第9号

老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則（平成17年総社市規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第28条の規定に基づき、<u>法第10条の4第1項及び第11条</u>に規定する措置に要する費用（以下「費用」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(扶養義務者に係る費用徴収月額)</p> <p>第2条 養護老人ホームの被措置者（以下「養護被措置者」という。）の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者のうち子及び配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）のうち、<u>総社市社会福祉事務所長</u>（以下「所長」という。）が主たる扶養義務者と認めた者をいう。以下同じ。）から徴収する費用徴収額は、別表第1に定める費用徴収基準により算定した額とする。</p> <p>(被措置者に係る費用徴収月額)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第28条の規定に基づき、<u>法第11条</u>に規定する措置に要する費用（以下「費用」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(扶養義務者に係る費用徴収月額)</p> <p>第2条 養護老人ホームの被措置者（以下「養護被措置者」という。）の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者のうち子及び配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）のうち、<u>市長</u>が主たる扶養義務者と認めた者をいう。以下同じ。）から徴収する費用徴収額は、別表第1に定める費用徴収基準により算定した額とする。</p> <p>(被措置者に係る費用徴収月額)</p> <p>第3条 略</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>所長</u>は、前項の規定にかかわらず、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所（第8条第2項において「病院等」という。）に入院している養護被措置者で、その者の入院に要する経費を勘案して当該措置に要する費用の全部又は一部を納入させることが適当でないと認めるものは、当該入院の期間については、当該費用の全部又は一部を免除するものとする。</p> <p>3 特別養護老人ホームの被措置者（以下「特養被措置者」という。）から徴収する費用については、<u>当該措置に要した費用の額から、法第21条の2の規定により支弁することを要しないとされた額（介護保険給付を受けることができないときは、これに相当する額。）を控除して得た額とする。ただし、その額を徴収した場合において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する要保護者となる者は、費用を徴収しない。</u> （費用徴収額の調整）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養義務者が、<u>社会福祉施設への入所等の措置を受けている者（法第11条第1項第1号又は第2号に規定する措置を受けている者を除く。）</u>の扶養義務者として、当該措置に要する費用（以下この項において「既納額」という。）を徴収されているときは、第2条の規定による費用徴収月額は、同条の規定にかかわらず、第1項又は同条の規定による費用徴収月額から既納額を控除した額とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。 （収入申告）</p> <p>第5条 養護被措置者は毎年5月末日までに、新たに措置される者にあつては、措置決定後直ちに、収入申告書（様式第1号）に収入額及び必要経費の額を確認できる書類を添付して<u>所長</u>に提出しなければならない。 （費用徴収月額の決定）</p> <p>第6条 <u>所長</u>は、前条の収入申告書又は職権による調査に基づいて、扶養義務者及び被措置者の費用徴収月額を決定する。</p> <p>2 <u>所長</u>は、前項の規定により費用徴収月額を決定したときは、老人ホーム費用徴収額決定（変更）通知書（様式第2号）を扶養義務者、養護被措置者及び特養被措置者に送付する。 （費用徴収月額の変更）</p>	<p>2 <u>市長</u>は、前項の規定にかかわらず、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所（第8条第2項において「病院等」という。）に入院している養護被措置者で、その者の入院に要する経費を勘案して当該措置に要する費用の全部又は一部を納入させることが適当でないと認めるものは、当該入院の期間については、当該費用の全部又は一部を免除するものとする。</p> <p>3 特別養護老人ホームの被措置者（以下「特養被措置者」という。）から徴収する費用については、<u>老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第5条第2項の規定を適用し、算定した額の一割程度相当分とする。</u> （費用徴収額の調整）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養義務者が、<u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第1条に規定する法律（法を除く。）に基づき、施設への入所等の措置をされている者の</u>扶養義務者として、当該措置に要する費用（以下この項において「既納額」という。）を徴収されているときは、第2条の規定による費用徴収月額は、同条の規定にかかわらず、第1項又は同条の規定による費用徴収月額から既納額を控除した額とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。 （収入申告）</p> <p>第5条 養護被措置者は毎年5月末日までに、新たに措置される者にあつては、措置決定後直ちに、収入申告書（様式第1号）に収入額及び必要経費の額を確認できる書類を添付して<u>市長</u>に提出しなければならない。 （費用徴収月額の決定）</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、前条の収入申告書又は職権による調査に基づいて、扶養義務者及び被措置者の費用徴収月額を決定する。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により費用徴収月額を決定したときは、老人ホーム費用徴収額決定（変更）通知書（様式第2号）を扶養義務者、養護被措置者及び特養被措置者に送付する。 （費用徴収月額の変更）</p>

改正後	改正前
<p>第7条 <u>所長</u>は、費用徴収月額の設定後において養護被措置者の負担能力に著しい変動が生じたと認めるときは、費用徴収月額を変更することができる。</p> <p>2 前項の規定による費用徴収月額の変更を受けようとする者は、費用徴収階層変更申請書（様式第3号）を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>（部屋割の変更届）</p> <p>第10条 養護老人ホームの施設長は、部屋割を変更した場合は、部屋割変更届（様式第4号）を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（簿冊）</p> <p>第11条 <u>所長</u>は、費用徴収関係台帳（様式第5号）を備え付けるものとする。</p> <p><u>様式第1号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第3号（第7条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第4号（第10条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>第7条 <u>市長</u>は、費用徴収月額の設定後において養護被措置者の負担能力に著しい変動が生じたと認めるときは、費用徴収月額を変更することができる。</p> <p>2 前項の規定による費用徴収月額の変更を受けようとする者は、費用徴収階層変更申請書（様式第3号）を<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>（部屋割の変更届）</p> <p>第10条 養護老人ホームの施設長は、部屋割を変更した場合は、部屋割変更届（様式第4号）を<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（簿冊）</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、費用徴収関係台帳（様式第5号）を備え付けるものとする。</p> <p><u>様式第1号（第5条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第3号（第7条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第4号（第10条関係）</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

収 入 申 告 書

年 月 日

総社市社会福祉事務所長 様

氏 名 (年 月 日生) (印)

私の 年中の収入について次のとおり申告します。
 また、あわせて私の年金等収入の受給状況又は租税等の納付状況を確認することに同意します。

入所施設名		() 人 部 屋 入 居
種 類		金 額 (年 額)
収 入 ①	年金・恩給等収入 ()年金 財産収入 利子・配当収入 その他収入	円
	計	
必 要 経 費 ②	租税 医療費 社会保険料 その他必要経費	円
	計	
差引額(対象収入額) ① - ②		円
備 考		

(注) 記入に当たっては、裏面の記入要領を参考にするほか、分からない点はホームの職員等に尋ねてください。

裏面 略

様式第3号(第7条関係)

費用徴収階層変更申請書

年 月 日

総社市社会福祉事務所長 様

氏 名 (印)
(年 月 日生)

先に決定している私の費用徴収額について、次の理由により費用徴収階層の変更を申請します。

また、あわせて私の年金等収入の受給状況又は租税等の納付状況を確認することに同意します。

入所施設名		()人 部 屋 入 居	
	種 類	昨 年 の 金 額	本 年 の 金 額
収 入 ①	年金・恩給等収入 ()年金 財産収入 利子・配当収入 その他の収入	円	円
	計		
必 要 経 費 ②	租 税 医療費 社会保険料 その他必要経費	円	円
	計		
差引額(対象収入額) ① - ②		円	円
変更を必要とする理由等			

(注) この変更申請書は、昨年中の金額に比べ、今年になって収入が著しく減少した場合や必要経費が著しく増加した場合に使ってください。

2 記入に当たっては裏面の記入要領を参考にするほか、分からない点はホームの職員等に尋ねてください。

裏面 略

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

部 屋 割 変 更 届

総社市社会福祉事務所長 様

施設長



次のとおり変更するのでお届けします。

氏 名	変 更 前	変 更 後	備 考
	人部屋	人部屋	措置権者 ()
			()
			()
			()
			()
			()
			()
			()
			()
			()
			()
			()
			()
変 更 時 期	年 月 日から		